

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

一	特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）	（本則関係）	1
二	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	（附則第二条関係）	2

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （この法律の失効） 第二条 この法律は、平成二十六年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。	附 則 （この法律の失効） 第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して二十年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

改 正 案	現 行
附 則 （事業所税のうち資産割の課税標準の特例） 第三十三条 1 5 4 （略） 5 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第三条第一項の規定による承認を受けた同法第二条第二項に規定する特定農産加工業者又は同法第三条第一項に規定する特定事業協同組合等が同法第四条第二項に規定する承認計画に従つて実施する同法第三条第一項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には平成二十三年三月三十一日までに終了する事業年度分、当該事業が個人の事業である場合には平成二十三年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の四分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。 6・7 （略）	附 則 （事業所税のうち資産割の課税標準の特例） 第三十三条 1 5 4 （略） 5 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第三条第一項の規定による承認を受けた同法第二条第二項に規定する特定農産加工業者又は同法第三条第一項に規定する特定事業協同組合等が同法第四条第二項に規定する承認計画に従つて実施する同法第三条第一項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には平成二十一年六月三十日までに終了する事業年度分、当該事業が個人の事業である場合には平成二十一年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の四分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。 6・7 （略）